（証券コード　9233）
平成27年12月２日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目14番１号

アジア航測株式会社

代表取締役社長　小川　紀一朗

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月16日（水曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月17日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック情報ビル21階　会議室Ａ
（会場につきましては末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第68期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　役員賞与支給の件
第８号議案　故専務取締役伊藤芳樹氏に対する弔慰金贈呈の件

４．招集にあたっての決定事項
**　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。**

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.ajiko.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和政策などによる円安基調の継続、堅調な米国経済を背景とした企業収益の向上や設備投資の増加、原油価格の下落と株高に加え、雇用情勢の改善や賃金上昇などにより緩やかながら、回復基調が続きました。

一方で不安定な海外政情や新興国経済の成長鈍化、消費税増税に伴う個人消費への影響の長期化など、依然として景気の先行きにつきましては不透明な状況で推移しました。

当建設関連業界におきましては、引き続き東日本大震災復興関連業務、国土強靭化対策、地方創生事業等を柱に予算が配分されていることから、国土防災・保全対策関連業務は堅調に推移するものの、地方自治体の財政難や東日本大震災復興関連業務の縮小、集中的予算執行による技術者不足とコスト上昇等により、市場環境・受注環境については不安定な状況で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは新中期経営計画を掲げ、その初年度として、国内では東日本大震災後の復興支援・まちづくり事業、公共施設等総合管理計画の策定支援や行政支援システム導入などの行政支援サービス事業、再生可能エネルギー事業、防災・環境事業、道路事業における移動体計測（MMS）業務などに注力してまいりました。海外では、マリ国の国土地理院職員に対する技術協力プロジェクトなどを開始しました。

そして、新たな空間情報ビジネスへの挑戦に向けて、3D空間情報サービス事業等における商品開発、計測技術とコンサルティング能力の更なる向上に努め、国内外で幅広く事業展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績につきましては、受注高は236億６千５百万円（前連結会計年度比3.2％増）となり、売上高は233億３千６百万円（同2.9％増）となりました。

利益面におきましても、売上高の増加等により、営業利益は13億６千９百万円（前連結会計年度は12億９千３百万円）、経常利益は13億８千９百万円（前連結会計年度は13億２千８百万円）、当期純利益は８億２千６百万円（前連結会計年度は８億４千６百万円）となりました。

主要な事業分野別業績は次のとおりであります。

情報システム分野では、福島県での放射能除染関連業務等を含む震災復興支援事業のほか、防災・森林事業での航空レーザ計測業務並びに道路事業での移動体計測（MMS）業務を推進するとともに、3D空間情報サービス事業についても商品開発と販売展開を強化してまいりました。地方自治体向け行政支援システム「ALANDIS NEO」については、「LGWAN」（総合行政ネットワーク）を利用したクラウドGISの競争力強化に積極的に取り組んでまいりました。また、地方自治体に対する行政支援サービス事業を拡大するため、公共施設等総合管理計画の販売に注力いたしました。その結果、受注高は146億９千８百万円（前連結会計年度比7.6%増）、売上高は140億７千７百万円（同3.8%増）となりました。

建設コンサルタント分野では、東日本大震災後のまちづくりや漁港施設設計等の復興支援業務に積極的に対応するとともに、発災当初より大学等の研究機関との放射能汚染対策研究に参画し、除染関連調査を行ってまいりました。また、全国各地の大規模自然災害に関する調査や防災対策立案、再生可能エネルギー関連業務、レーザ計測データ等を用いた国内外の森林資源評価・保全業務等を推進してまいりました。その結果、受注高は89億６千６百万円（同3.3%減）、売上高は92億５千９百万円（同1.6%増）となりました。

（単位：百万円）

業務区分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	当連結会計年度末受注残高
情報システム	14,698	14,077	8,232
建設コンサルタント	8,966	9,259	4,866
合計	23,665	23,336	13,099

（注）百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、有形固定資産８億円（主なものはセスナ式208Ｂ型航空機「JA12AJ」２億９千１百万円）、ソフトウエア等の無形固定資産２億９千４百万円（主なものは地方自治体向け行政支援システム「ALANDIS NEO」バージョンアップ関連投資７千９百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は資金調達の機動性及び長期的な安定性の確保を目的として、取引金融機関８社と長期コミットメントライン契約（平成27年３月～平成30年３月）を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	－
差引額	4,000百万円

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第　65　期 (平成24年９月期)	第　66　期 (平成25年９月期)	第　67　期 (平成26年９月期)	第　68　期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売　上　高	21,564	20,592	22,677	23,336
当　期　純　利　益	955	1,415	846	826
１株当たり当期純利益	53円57銭	79円36銭	47円48銭	46円31銭
総　資　産	13,924	15,830	17,808	19,347
純　資　産	6,838	8,286	9,209	9,526
１株当たり純資産額	377円84銭	458円99銭	510円53銭	528円69銭

（注）「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」以外は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3)　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アドテック	10百万円	100.0%	測量・調査・コンサルタント
株式会社プライムプラン	20百万円	100.0%	測量・調査・コンサルタント
株式会社中部テクノス	60百万円	100.0%	測量・調査・コンサルタント
株式会社ジオテクノ関西	30百万円	100.0%	測量・調査・コンサルタント

※当社の連結子会社は８社であります。（平成27年９月30日現在）

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、企業収益や個人消費の回復を背景に、景気の持ち直しが期待されますが、海外の財政問題や中東情勢の悪化、中国経済の成長鈍化などによる株式市場や為替の変動等の影響もあり予測が大変難しい状況が続くものと思われます。

当建設関連業界におきましても、公共投資は平成27年度当初予算の執行と平成28年度予算概算要求の状況等により安定基調が予想されますが、集中的予算執行の動向による影響もあり、今後の経営環境も予断を許さないものと思われます。

このような事業環境のもと、新中期経営計画に基づいて、新たな事業領域を創造し続ける企業であるための「Challenge」、世界的な企業へと進化する「Globalization」、長年存続してきた実績を更に発展させるために全てのステークホルダーに対して感謝、感動、信頼され続ける企業たる「Value」を当社グループ一丸となって実行し、以下の重点課題に取り組んでまいります。

① コアビジネスにおける持続的成長
② 社会環境の変化に対応した新たな収益基盤構築への挑戦
③ 海外市場へ向けての飛躍
④ 生産構造改革の推進（生産性の向上、品質の向上）
⑤ 経営基盤の強化
⑥ 企業ブランドの向上
⑦ コンプライアンス経営、環境経営の推進

これらの取り組みを通じて、日本を代表する空間情報コンサルタント企業として、事業の着実な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

⑸ 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

当社グループは、情報システム事業、建設コンサルタント事業、その他の受注及び販売を行い、主な商品は次のとおりであります。

情報システム事業では、測量・調査、デジタルマッピング、GIS（地理情報システム）、画像・計測技術等をベースに、都市計画等の行政支援システム構築、都市防災・斜面防災管理におけるデジタル計測等を行っております。建設コンサルタント事業では、各種計画、調査、設計技術等により、環境、防災、地質、森林、土壌・地下水、都市計画、道路・橋梁設計、再生可能エネルギー等の各種コンサルティング業務等を行っております。

⑹ 主要な拠点等（平成27年９月30日現在）

当　　社	本　　店：東京都新宿区　　新百合本社：川崎市麻生区 仙台支店：仙台市青葉区　　名古屋支店：名古屋市北区 大阪支店：大阪市北区　　福岡支店　：福岡市博多区 新百合技術センター：川崎市麻生区 運 航 所：東京都三鷹市、大阪府八尾市
株式会社アドテック	本　　社：仙台市宮城野区
株式会社プライムプラン	本　　社：群馬県前橋市
株式会社中部テクノス	本　　社：名古屋市名東区
株式会社ジオテクノ関西	本　　社：兵庫県西宮市

⑺ 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,119名(636名)	51名増（33名減）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
926名(408名)	51名増（15名減）	44歳8ヶ月	15年3ヶ月

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　普通株式　40,000,000株
② 発行済株式の総数　普通株式　18,614,000株
③ 株主数　1,088名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
西日本旅客鉄道株式会社	5,112	28.66
復建調査設計株式会社	4,470	25.06
日本国土開発株式会社	1,650	9.25
ＴＤＣソフトウェアエンジニアリング株式会社	700	3.92
アジア航測社員持株会	599	3.36
株式会社オオバ	351	1.97
株式会社静環検査センター	250	1.40
新日本空調株式会社	213	1.19
関電不動産株式会社	196	1.10
中部電力株式会社	196	1.10

（注）１．当社は、自己株式を777,490株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	小　川　紀一朗	経営全般
取締役副社長 執行役員副社長	河　村　和　夫	事業推進本部長（海外事業部、グローバルアライアンス政策、西日本支社、構造改革、中期経営計画推進担当）
取締役 執行役員	宮　武　孝　誠	経営本部長（営業統括部、コンサルタント事業部、震災復興、関東支社担当）
取締役 執行役員	斉　藤　和　也	事業推進本部副本部長（航空事業部、労務、リスク管理、グループ会社担当）
取締役 執行役員	吉　川　智　彦	事業推進本部副本部長（社会基盤システム開発センター、空間情報事業部担当）
取締役	田　仲　文　郎	西日本旅客鉄道株式会社技術理事鉄道本部技術開発部長 公益財団法人鉄道総合技術研究所理事 一般社団法人大阪発明協会理事
常勤監査役	柴　　泰　伸	
監査役	遠　藤　元　一	弁護士
監査役	藤　田　　裕	公認会計士・税理士 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役兼COO

（注）１．取締役田仲文郎氏は社外取締役であります。
２．監査役遠藤元一及び藤田裕の両氏は社外監査役であります。
なお、当社は、監査役遠藤元一及び藤田裕の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
３．監査役遠藤元一及び藤田裕の両氏は、以下のとおりの知見を有しております。
⑴監査役遠藤元一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
⑵監査役藤田裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

③　事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
山　井　忠　世	平成26年12月17日	任期満了	取締役副社長　執行役員副社長 経営全般（財務、総務・人事、管理業務、中期経営計画推進担当）
伊　藤　芳　樹	平成26年12月29日	逝去	専務取締役　専務執行役員 経営本部長（震災復興、構造改革、労務、リスク管理担当）
徳　田　孝　司	平成26年12月17日	任期満了	社外監査役 公認会計士・税理士 株式会社星医療酸器社外監査役

④　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取　締　役 （うち社外取締役分）	8名 （1名）	122百万円 （1百万円）
監　査　役 （うち社外監査役分）	4名 （3名）	25百万円 （8百万円）
合　計 （うち社外役員分）	12名 （4名）	147百万円 （9百万円）

（注）1．上記には、平成26年12月17日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名、並びに事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成4年12月18日開催の第45回定時株主総会決議において月額15百万円以内と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成7年12月20日開催の第48回定時株主総会決議において月額3百50万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれています。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額18百万円(取締役6名に対し16百万円（うち社外取締役1名に対し0百万円）、監査役3名に対し2百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円))。
平成26年12月29日に逝去により退任した取締役1名のご遺族に対し、当社の取締役弔慰金・災害補償金支給規定に基づき、平成27年2月9日開催の取締役会決議により贈呈された弔慰金26百万円。

6．当事業年度に支払った役員退職慰労金
平成26年12月17日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給額1百万円(過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額1百万円を含む)。
なお、当社は平成21年12月17日開催の第62回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しており、現任の取締役に対する支給予定額はありません。

⑤　社外役員に関する事項

1）他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役田仲文郎氏は、西日本旅客鉄道株式会社の技術理事鉄道本部技術開発部長、公益財団法人鉄道総合技術研究所の理事及び一般社団法人大阪発明協会の理事であります。なお、西日本旅客鉄道株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社と事業上の取引があります。また、当社と公益財団法人鉄道総合技術研究所及び一般社団法人大阪発明協会との間には特別の関係はありません。

監査役藤田裕氏は、辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役兼COOであります。なお、当社と辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社との間には特別の関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　田仲文郎	12回	92%	－	－
監査役　遠藤元一	17回	94%	14回	93%
監査役　藤田　裕	12回	92%	11回	100%

（注）取締役田仲文郎及び監査役藤田裕の両氏は、平成26年12月17日開催の第67回定時株主総会にて選任された為、取締役会または監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。
なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役藤田裕氏の就任後の監査役会の開催回数は11回であります。

3）取締役会及び監査役会における発言状況

取締役田仲文郎氏は、これまでの豊富な経験・知見を活かし、主に専門分野の見地から発言を行っております。

監査役遠藤元一氏は、主に弁護士の経験及び知見に基づいて、企業法務の専門的見地から発言を行っております。

監査役藤田裕氏は、主に公認会計士の経験及び知見に基づいて、企業会計の専門的見地から発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
⑴ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
⑵ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,650千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記⑴の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類の英文翻訳等のアドバイザリー業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月10日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定し、適宜取締役会において見直しを実施しております。内容は以下のとおりです。

① 当社及び当社子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「取締役規定」、「就業規則」、「アジア航測グループ役職員行動規範」を策定し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。

2）当社グループは、当社及び当社子会社のコンプライアンス経営に資するため、「コンプライアンス委員会規定」（「ユニット・コンプライアンス委員会運用細則」、「社内相談・通報に関する運用細則」を含む）を策定し、コンプライアンス体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、「社内諸規定管理規定」、「経理規定」、「文書保管保存規定」及び「内部情報管理規定」を策定し、これに従う。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1）当社は、損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、「リスク管理規定」において当社グループが事業を遂行する上でのリスク管理を規定し、航空機運航、コンプライアンス等に係るリスクについては、各リスク管理関係部門により当社子会社を含めて管理する。

2）当社は、災害等の緊急事態に陥った際に無計画な指示・行動に起因する混乱を回避し、業務の早期回復を行うために、「アジア航測グループ災害リスク対応マニュアル」を策定し、当社及び当社子会社における危機管理対応がとれる体制とする。

3）当社の内部監査部門は、各リスク管理関係部門の適正性及び適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を社長と監査役会に報告する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保する体制として、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等を策定し、取締役の担当（分掌）については適宜自社の取締役会にて決定の上、権限範囲と責任を明確にする。

2）当社は、当社子会社に対して、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等について指導し、自律的に策定させることにより、当社子会社における当該体制を構築させる。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1）当社は、当社子会社に取締役及び監査役をそれぞれ1名以上派遣するとともに、当社子会社に対して、自社の取締役会及び業績状況等について定期的に当社へ報告させる。

2）当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社へ報告させる。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、それぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を構築することを基本としつつ、当社が適切に当社子会社の管理及び支援を行うことにより、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

2）当社は、当社子会社の役員（取締役及び監査役）選任及び重要事項について、当社の稟議決裁及び取締役会の承認を経て行い、当社グループ全体における業務の適正を確保する。
3）当社は、当社子会社のモニタリング等を定期的に行うとともに、当社子会社に対して、必要に応じてコンプライアンスに関する事項について助言等を行う。
4）当社は、当社子会社の役職員を含め、当社が設置するコンプライアンス委員会事務局相談窓口及び社外弁護士相談窓口を利用できることとする。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）当社は、当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、兼務使用人を配置できるものとし、監査役の職務が適切に行われるようにする。
2）当社は、兼務使用人の人事について、任命、異動、人事考課を含め監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制と監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループは、「社内相談・通報に関する運用細則」において、当社グループの全役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定める。
2）当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）当社は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、「監査役会規定」、「監査役監査基準」を策定する。社長と常勤監査役は、原則として月一回の意見交換会を実施する。
2）当社は、監査役の職務の遂行に当たり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることができるものとする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）当社は、反社会的勢力への対応として、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する旨、「アジア航測グループ役職員行動規範」に定め、周知徹底する。

2）当社は、日頃より警察、弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、有事には総務担当部門が中心となって外部専門機関と連携しながら対応する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①　コンプライアンスに関する取り組み

当社グループはコンプライアンスを経営の基本とし、「アジア航測グループ役職員行動規範」の周知徹底、全社コンプライアンス委員会並びに各地域のユニット・コンプライアンス委員会の定期的な活動等を通じて、全役職員に対するコンプライアンス教育を実践しております。

また、社内相談・通報制度を設け、その運用細則に社外弁護士への直接相談・通報を定めるなど、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

②　リスク管理体制に関する取り組み

当社グループでは「リスク管理規定」を設け、適宜リスク内容及び対策方法の見直しを行っております。また、当社は航空機の安全運航を徹底することはもとより、万一の緊急事態の発生に備え、緊急時対応の模擬訓練も定期的に行っている他、大規模災害の発生に伴う当社事業の継続性を確保すべく「アジア航測グループ災害リスク対応マニュアル」の整備・周知にも努めております。

品質に関するリスクに対しては「いいものつくろうマニュアル」による品質管理を実行し、維持向上に取り組んでおります。

③　取締役の職務の執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社の取締役会は社外取締役１名を含む取締役６名に加え、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。当社第68期中の取締役会は18回開催され、各議案に対して活発な意見交換を行い、適切な意思決定を実行しております。

また、当社は経営と執行の機能と責任を明確にし、経営の迅速化、効率化を図るために執行役員を置き、当社第68期中の執行役員会を12回開催しております。

④　当社グループの業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、当社子会社に取締役及び監査役をそれぞれ１名以上派遣し、適切に管理及び支援を行いつつ、自律的に業務の適正性が確保できるよう指導しております。また、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行うこと及び子会社の監査役が自社以外の子会社を監査する相互監査を実施することで、企業集団全体における業務の適正性の確保に努めております。

⑤　監査役の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

当社の監査役会は常勤監査役１名と、非常勤である社外監査役２名から構成され、当社第68期中の監査役会は15回開催しております。監査役会では取締役会の議案内容について予め審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されています。また、常勤監査役が執行役員会へ出席している他、監査役が必要に応じその他の重要な会議にも出席できるよう、監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,007,136**	**流動負債**	**4,397,279**
現金及び預金	5,013,641	支払手形及び買掛金	604,836
受取手形及び売掛金	6,088,315	リース債務	257,571
仕掛品	1,034,470	未払金	752,953
原材料及び貯蔵品	412	未払法人税等	324,846
繰延税金資産	377,462	前受金	988,253
その他	497,870	賞与引当金	680,066
貸倒引当金	△5,037	役員賞与引当金	26,619
固定資産	**6,340,370**	完成工事補償引当金	25,163
有形固定資産	**1,893,509**	受注損失引当金	196,691
建物及び構築物	182,388	繰延税金負債	2,741
航空機	3,427	その他	537,536
機械及び装置	96,343	**固定負債**	**5,423,265**
車両運搬具及び工具器具備品	241,150	リース債務	802,736
土地	299,603	繰延税金負債	11,370
リース資産	1,056,500	退職給付に係る負債	4,517,421
その他	14,096	資産除去債務	4,343
無形固定資産	**812,760**	その他	87,393
ソフトウエア	658,082	**負債合計**	**9,820,545**
その他	154,677	**純資産の部**	
投資その他の資産	**3,634,100**	**株主資本**	**9,020,066**
投資有価証券	1,566,060	資本金	1,673,778
退職給付に係る資産	367,380	資本剰余金	2,476,457
繰延税金資産	1,237,873	利益剰余金	5,114,457
その他	473,025	自己株式	△244,627
貸倒引当金	△10,239	**その他の包括利益累計額**	**409,650**
		その他有価証券評価差額金	264,983
		退職給付に係る調整累計額	144,666
		少数株主持分	**97,244**
		純資産合計	**9,526,961**
資産合計	**19,347,507**	**負債純資産合計**	**19,347,507**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年10月１日
　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		23,336,993
売上原価		17,415,181
売上総利益		**5,921,812**
販売費及び一般管理費		4,552,349
営業利益		**1,369,463**
営業外収益		
受取利息	1,313	
受取配当金	42,058	
受取保険料	11,636	
保険配当金	1,966	
持分法による投資利益	7,717	
その他	18,271	82,964
営業外費用		
支払利息	24,467	
コミットメントフィー	6,978	
シンジケートローン手数料	29,500	
その他	2,308	63,254
経常利益		**1,389,173**
特別利益		
固定資産売却益	44,036	44,036
特別損失		
固定資産除却損	10,676	10,676
税金等調整前当期純利益		**1,422,533**
法人税、住民税及び事業税	595,154	
法人税等調整額	△1,726	593,428
少数株主損益調整前当期純利益		829,105
少数株主利益		3,067
当期純利益		**826,038**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日
　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,673,778	2,476,457	4,924,287	△244,061	8,830,461
会計方針の変更による累積的影響額			△511,004		△511,004
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,673,778	2,476,457	4,413,283	△244,061	8,319,457
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△124,864		△124,864
当期純利益			826,038		826,038
自己株式の取得				△565	△565
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	701,174	△565	700,608
当期末残高	1,673,778	2,476,457	5,114,457	△244,627	9,020,066

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	217,447	58,639	276,087	102,930	9,209,480
会計方針の変更による累積的影響額				△6,168	△517,172
会計方針の変更を反映した当期首残高	217,447	58,639	276,087	96,762	8,692,307
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△124,864
当期純利益					826,038
自己株式の取得					△565
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	47,536	86,026	133,562	482	134,045
連結会計年度中の変動額合計	47,536	86,026	133,562	482	834,653
当期末残高	264,983	144,666	409,650	97,244	9,526,961

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　8社

連結子会社の名称

株式会社ユニテック
株式会社タックエンジニアリング
株式会社アドテック
株式会社プライムプラン
サン・ジオテック株式会社
株式会社中部テクノス
株式会社ジオテクノ関西
株式会社四航コンサルタント

⑵　非連結子会社の名称等

非連結子会社

Asia Air Survey Myanmar Co., Ltd.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法適用の関連会社数　1社

会社名

株式会社大設

⑵　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称

Asia Air Survey Myanmar Co., Ltd.（非連結子会社）
Beijing East Map Information Technology Inc.　（関連会社）

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②　たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、一部の機械装置については経済的耐用年数によっております。

② 無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売可能期間（３年間）における見込販売高に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成した物件に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の支出見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

また、平成13年９月（施行日　平成13年４月）に退職金規定を改定したことに伴い発生した過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑸　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる物件

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②　その他の物件

工事完成基準

⑹　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が761,414千円増加し、利益剰余金が511,004千円、少数株主持分が6,168千円、それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は28.65円減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年10月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年10月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は152,543千円減少し、法人税等調整額が170,502千円、その他有価証券評価差額金が11,120千円、退職給付に係る調整累計額が6,801千円、少数株主持分が35千円それぞれ増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産

土地・建物　　214,516千円

なお、対応する連結会計年度末現在の債務残高はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　　2,761,024千円

3．コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び長期的な安定性の確保を目的として、取引金融機関８社と長期コミットメントライン契約（平成27年３月～平成30年３月）を締結しております。

当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－
差引額	4,000,000千円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されております。

⑴各事業年度末日及び第２四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を平成26年９月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額の70％に相当する金額以上に、各事業年度末日及び第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額を平成26年９月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額の70％に相当する金額以上に、各々維持すること。

⑵各第２四半期会計期間の末日における累計の連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益をそれぞれ１億円未満としないこと。

⑶各事業年度末日における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益をそれぞれ損失としないこと。

4．受注損失引当金に対応する仕掛品の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は53,847千円であります。

（連結損益計算書に関する注記）

売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額　196,691千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,614	－	－	18,614
合計	18,614	－	－	18,614
自己株式				
普通株式（注）	776	1	－	777
合計	776	1	－	777

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加１千株であります。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年12月17日 定時株主総会	普通株式	124,864千円	7円	平成26年9月30日	平成26年12月18日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年12月17日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	124,855千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	7円
④	基準日	平成27年 9月30日
⑤	効力発生日	平成27年12月18日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

また、従業員に対し長期の貸付を行っておりますが、原則給与天引きにするなどによりリスクの回避を行っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクの影響を受けておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

また、営業債務やリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑶ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴　現金及び預金	5,013,641	5,013,641	－
⑵　受取手形及び売掛金	6,088,315	6,088,315	－
⑶　投資有価証券	796,298	796,298	－
⑷　長期貸付金	597	593	△4
資産計	11,898,853	11,898,848	△4
⑴　支払手形及び買掛金	604,836	604,836	－
⑵　リース債務（流動）	257,571	257,571	－
⑶　未払金	752,953	752,953	－
⑷　リース債務（固定）	802,736	802,976	239
負債計	2,418,098	2,418,338	239

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑷長期貸付金

長期貸付金は、従業員に対するものであり、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負　債

⑴支払手形及び買掛金、⑵リース債務（流動）、⑶未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷リース債務（固定）

リース債務（固定）の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	751,236
匿名組合出資金	18,525

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「⑶投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	528円69銭
２．１株当たり当期純利益	46円31銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,432,194**	**流動負債**	**5,323,854**
現金及び預金	5,009,170	買掛金	756,926
受取手形	3,534	リース債務	256,479
売掛金	5,941,634	未払金	677,643
仕掛品	494,482	未払法人税等	290,000
原材料及び貯蔵品	412	未払消費税等	383,173
前渡金	224,788	前受金	911,997
前払費用	337,296	預り金	1,229,472
繰延税金資産	335,321	賞与引当金	580,000
その他	90,936	役員賞与引当金	18,600
貸倒引当金	△5,383	完成工事補償引当金	25,163
固定資産	**6,030,181**	受注損失引当金	192,375
有形固定資産	**1,827,682**	その他	2,024
建物	173,059	**固定負債**	**4,716,798**
構築物	3,617	リース債務	802,209
航空機	3,427	退職給付引当金	3,825,685
機械及び装置	69,795	資産除去債務	4,343
工具、器具及び備品	209,441	その他	84,558
土地	299,348	**負債合計**	**10,040,652**
リース資産	1,054,895	**純資産の部**	
建設仮勘定	14,096	**株主資本**	**8,161,124**
無形固定資産	**794,082**	資本金	1,673,778
ソフトウエア	640,879	資本剰余金	2,476,457
ソフトウエア仮勘定	149,700	資本準備金	1,197,537
その他	3,502	その他資本剰余金	1,278,920
投資その他の資産	**3,408,417**	自己株式処分差益	1,278,920
投資有価証券	1,400,571	利益剰余金	4,255,415
関係会社株式	239,710	利益準備金	301,847
出資金	8,960	その他利益剰余金	3,953,568
従業員に対する長期貸付金	597	別途積立金	3,159,000
破産更生債権等	8,970	繰越利益剰余金	794,568
長期前払費用	66,131	自己株式	△244,527
前払年金費用	250,302	**評価・換算差額等**	**260,598**
繰延税金資産	1,071,330	その他有価証券評価差額金	260,598
敷金及び保証金	370,863	**純資産合計**	**8,421,723**
貸倒引当金	△9,020		
資産合計	**18,462,375**	**負債純資産合計**	**18,462,375**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年10月１日
　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		22,173,963
売上原価		16,833,900
売上総利益		**5,340,062**
販売費及び一般管理費		4,121,296
営業利益		**1,218,766**
営業外収益		
受取利息	1,337	
受取配当金	47,578	
受取保険料	11,615	
不動産賃貸料	23,500	
保険配当金	1,597	
雑収入	18,803	104,433
営業外費用		
支払利息	26,365	
コミットメントフィー	6,978	
シンジケートローン手数料	29,500	
不動産賃貸費用	6,000	
雑損失	2,154	70,998
経常利益		**1,252,200**
特別利益		
固定資産売却益	43,529	
特別損失		
固定資産除却損	10,062	
税引前当期純利益		**1,285,667**
法人税、住民税及び事業税	529,416	
法人税等調整額	106,640	636,057
当期純利益		**649,610**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月 1日
　至　平成27年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			自己株式処分差益			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,673,778	1,197,537	1,278,920	2,476,457	301,847	2,659,000	1,177,114	4,137,961	△243,961	8,044,235
会計方針の変更による累積的影響額							△407,291	△407,291		△407,291
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,673,778	1,197,537	1,278,920	2,476,457	301,847	2,659,000	769,822	3,730,669	△243,961	7,636,943
当期変動額										
別途積立金の積立						500,000	△500,000	－		－
剰余金の配当							△124,864	△124,864		△124,864
当期純利益							649,610	649,610		649,610
自己株式の取得									△565	△565
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	500,000	24,746	524,746	△565	524,180
当期末残高	1,673,778	1,197,537	1,278,920	2,476,457	301,847	3,159,000	794,568	4,255,415	△244,527	8,161,124

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	210,269	210,269	8,254,505
会計方針の変更による累積的影響額			△407,291
会計方針の変更を反映した当期首残高	210,269	210,269	7,847,213
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△124,864
当期純利益			649,610
自己株式の取得			△565
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	50,328	50,328	50,328
当期変動額合計	50,328	50,328	574,509
当期末残高	260,598	260,598	8,421,723

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

⑵　その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑶　たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、一部の機械装置については経済的耐用年数によっております。

⑵　無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売可能期間（３年間）における見込販売高に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑷　長期前払費用……均等償却法

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷　完成工事補償引当金

完成した物件に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の支出見込額を計上しております。

⑸ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。
⑹ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。
また、平成13年９月（施行日　平成13年４月）に退職金規定を改定したことに伴い発生した過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
⑴ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる物件
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
⑵ その他の物件
工事完成基準

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
⑴ 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
⑵ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）
（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が632,440千円増加し、繰越利益剰余金が407,291千円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は22.84円減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更に関する注記）

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より営業外収益に区分掲記しております。なお、前事業年度の「雑収入」に含まれている「受取保険料」は2,398千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産

土地・建物　214,516千円

なお、対応する事業年度末現在の債務残高はありません。

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,471,170千円

３．関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

⑴　短期金銭債権　49,134千円

⑵　短期金銭債務　1,482,964千円

⑶　長期金銭債務　11,758千円

４．コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び長期的な安定性の確保を目的として、取引金融機関８社と長期コミットメントライン契約（平成27年３月～平成30年３月）を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－
差引額	4,000,000千円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されております。

⑴　各事業年度末日及び第２四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を平成26年９月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額の70％に相当する金額以上に、各事業年度末日及び第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額を平成26年９月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額の70％に相当する金額以上に、各々維持すること。

⑵　各第２四半期会計期間の末日における累計の連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益をそれぞれ１億円未満としないこと。

⑶　各事業年度末日における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益をそれぞれ損失としないこと。

５．配当制限

平成27年３月31日締結のコミットメントライン契約により、当社の各年度の決算期末日及び第２四半期末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、平成26年９月期末日における純資産の部の金額の70％以上にそれぞれ維持することを確約しております。

６．受注損失引当金に対応する仕掛品の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は49,859千円であります。

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

⑴ 売上高	68,966千円
⑵ 仕入高	2,544,975千円
⑶ 営業取引以外の取引高	35,256千円

2．売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額　192,375千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	776	1	－	777
合計	776	1	－	777

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加１千株であります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金繰入限度超過額	191,980千円
完成工事補償引当金繰入限度超過額	8,328
受注損失引当金繰入限度超過額	63,676
退職給付引当金繰入限度超過額	1,236,567
出資金（会員権）等評価損否認	10,659
投資有価証券評価損否認	38,317
貸倒引当金繰入限度超過額	4,666
その他	120,940
繰延税金資産小計	1,675,136
評価性引当額	△81,865
繰延税金資産合計	1,593,271
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△105,359
前払年金費用	△80,847
その他	△411
繰延税金負債合計	△186,619
繰延税金資産の純額	1,406,651千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は133,709千円減少し、法人税等調整額が144,473千円、その他有価証券評価差額金が10,764千円それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として事業用の生産設備（航空機・機械及び装置・工具、器具及び備品）であります。

上記のほか、生産設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジオテクノ関西	（所有）直接100.0	測量・調査作業の委託	資金の預り（注）	232,373千円	預り金	255,566千円
子会社	株式会社プライムプラン	（所有）直接100.0	測量・調査作業の委託	資金の預り（注）	139,137千円	預り金	184,998千円
子会社	株式会社四航コンサルタント	（所有）直接60.0	測量・調査作業の委託	資金の預り（注）	190,852千円	預り金	189,517千円

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）当社では、グループ子会社内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。参加会社間で資金の取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、利率については市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　472円16銭

２．１株当たり当期純利益　36円42銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

アジア航測株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊藤文男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永田　篤　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アジア航測株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

ア ジ ア 航 測 株 式 会 社
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　齊　藤　文　男　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　永　田　　篤　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アジア航測株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月18日

アジア航測株式会社　監査役会

常勤監査役　柴　泰伸　㊞

監　査　役(社外監査役)　遠藤元一　㊞

監　査　役(社外監査役)　藤田　裕　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への安定配当の維持を基本としながら、今後の経営環境や業績等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり第68期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき７円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は124,855,570円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年12月18日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　500,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

⑵　当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業の目的を追加するものであります。

⑶　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによりその役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

⑷　その他、条文の新設及び削除に伴い、必要な条数の変更等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　　条文省略	（商　号） 第１条　　現行どおり
（目　的） 第２条　　条文省略 （１）～（８）条文省略 （新　設） （９）～（11）条文省略	（目　的） 第２条　　現行どおり （１）～（８）現行どおり （９）移動通信サービスおよびそれに付帯する機器のリースならびに販売 （10）～（12）現行どおり
（本店の所在地） 第３条　　条文省略	（本店の所在地） 第３条　　現行どおり

現　行　定　款	変　更　案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条　条文省略	第５条　現行どおり
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第10条　条文省略	第６条～第10条　現行どおり
第11条　条文省略 ②条文省略 ③条文省略	第11条　現行どおり ２．現行どおり ３．現行どおり
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第13条　条文省略	第12条～第13条　現行どおり
第14条　条文省略 ②条文省略	第14条　現行どおり ２．現行どおり
第15条　条文省略	第15条　現行どおり
第16条　条文省略 ②条文省略	第16条　現行どおり ２．現行どおり
第17条　条文省略	第17条　現行どおり
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（員　数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	２．前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
②条文省略	２．現行どおり
③条文省略	３．現行どおり
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条　条文省略	第21条　現行どおり
②条文省略	２．現行どおり
③条文省略	３．現行どおり
第22条　条文省略	第22条　現行どおり

現　行　定　款	変　更　案
第23条　条文省略 ②条文省略	第23条　現行どおり ２．現行どおり
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条　条文省略	第25条～第26条　現行どおり
（新　設）	（重要な業務執行の委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規定） 第27条　条文省略	（取締役会規定） 第28条　現行どおり
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現　行　定　款	変　更　案
（社外取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（員　数） 第30条　当会社の監査役は、３名以上とする。	（削　除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規定） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	（削　除）
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（社外監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会規定） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条　条文省略	第34条　現行どおり
第40条　条文省略 ②条文省略	第35条　現行どおり ２．現行どおり
第７章　計　算	第７章　計　算
第41条～第42条　条文省略	第36条～第37条　現行どおり
第43条　条文省略 ②条文省略	第38条　現行どおり ２．現行どおり

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小川　紀一朗（おがわ　きいちろう） 昭和31年10月20日生	昭和57年４月　当社入社 平成13年７月　同　経営企画本部　新砂防プロジェクト室長 平成17年10月　同　プロジェクト推進室　技術部長 平成18年４月　同　理事　プロジェクト推進室　フェロー 平成21年１月　同　執行役員　事業推進本部　フェロー 平成21年10月　同　執行役員　社会基盤システム開発センター長 平成22年１月　同　上席執行役員　社会基盤システム開発センター長 平成22年12月　同　取締役　執行役員　社会基盤システム開発センター長 平成23年12月　同　代表取締役社長　執行役員社長 現在に至る	29,000株
2	河村和夫（かわむらかずお） 昭和27年８月30日生	昭和50年４月　当社入社 平成13年10月　同　防災事業統括部　防災部長 平成16年10月　同　西日本コンサルタント部長 平成20年１月　同　執行役員　西日本地域統括部長 平成20年11月　同　執行役員　中部地域統括部長 平成21年１月　同　上席執行役員　中部地域統括部長 平成21年12月　同　上席執行役員　西日本地域統括 平成23年10月　同　執行役員　海外事業部長 平成24年12月　同　取締役　執行役員　海外事業部長 平成25年12月　同　常務取締役　常務執行役員　海外事業部長 平成26年10月　同　常務取締役　常務執行役員　事業推進本部長 平成26年12月　同　取締役副社長　執行役員副社長　事業推進本部長 現在に至る	18,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	宮武孝誠（みやたけたかのぶ） 昭和31年5月18日生	昭和55年４月　当社入社 平成12年10月　同　横浜支店長 平成14年10月　同　営業企画部　営業戦略室長 平成16年10月　同　埼玉支店長 平成18年10月　同　本社営業部長 平成21年10月　同　執行役員　営業統括部長 平成25年10月　同　執行役員　関東支社長 12月　同　取締役　執行役員　関東支社長 平成27年４月　同　取締役　執行役員　経営本部長 現在に至る	6,000株
4	吉川智彦（よしかわともひこ） 昭和35年1月26日生	昭和57年４月　小野田セメント株式会社（現　太平洋セメント株式会社）入社 平成７年８月　当社入社 平成16年３月　同　九州コンサルタント部長 平成19年10月　同　西日本コンサルタント部長 平成21年10月　同　防災地質部長 平成23年10月　同　九州コンサルタント部長 平成24年10月　同　執行役員　経営管理本部　九州支社長 平成26年10月　同　執行役員　事業推進本部　技師長 平成26年12月　同　取締役　執行役員　事業推進本部副本部長 現在に至る	8,000株
※5	迫徹（さことおる） 昭和35年３月15日生	昭和57年４月　当社入社 平成17年１月　同　千葉支店長 平成19年４月　同　大阪支店　副支店長 平成20年12月　同　大阪支店長 平成22年10月　同　首都圏営業部　担当部長 平成23年10月　同　首都圏営業部　法人営業部長 平成24年10月　同　首都圏営業部長 平成25年10月　同　執行役員　営業統括部長 現在に至る	1,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	田仲文郎（たなかふみお） 昭和32年５月９日生	昭和55年４月　日本国有鉄道入社 昭和62年４月　西日本旅客鉄道株式会社　近畿圏運行本部鷹取工場助役 平成10年７月　同　技術開発推進部主幹 平成12年７月　同　広報室次長 平成15年６月　同　金沢支社次長 平成19年６月　同　鉄道本部技術部マネジャー 平成21年７月　同　新幹線管理本部博多総合車両所長 平成23年６月　同　執行役員新幹線管理本部副本部長・新幹線管理本部福岡支社長 平成25年６月　同　技術理事鉄道本部技術部長 平成26年６月　同　技術理事鉄道本部技術開発部長 平成26年12月　当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職状況） 公益財団法人鉄道総合技術研究所理事 一般社団法人大阪発明協会理事	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．田仲文郎氏は、社外取締役候補者であります。

４．田仲文郎氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの豊富な経験・知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

５．田仲文郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。

６．当社は、田仲文郎氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	柴（しば）　泰伸（やすのぶ） 昭和30年８月17日生	昭和53年４月　当社入社 平成13年４月　同　経営企画本部　総務・人事部　担当部長 平成14年３月　同　管理本部　東北総務経理室長 平成17年４月　同　関東支社　関東総務経理部長 平成18年10月　同　経営管理本部　新百合総務経理部長 平成19年10月　同　経営管理本部　総務・人事部長 平成21年10月　同　執行役員　経営管理本部　総務・人事部長 平成23年12月　同　取締役　執行役員　経営管理本部副本部長 平成25年12月　同　常勤監査役 現在に至る	8,000株
※2	青木（あおき）　智子（ともこ） 昭和41年９月５日生	平成９年４月　弁護士登録 清塚・遠藤法律事務所（現　東京霞ヶ関法律事務所）入所 現在に至る	―
※3	藤田（ふじた）　裕（ゆたか） 昭和33年10月18日生	昭和58年９月　会計士補登録 昭和58年10月　昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 昭和62年２月　公認会計士登録 平成３年１月　本郷公認会計士事務所（現　辻・本郷税理士法人）入所 平成14年２月　税理士登録 平成15年４月　辻・本郷税理士法人　理事就任 平成24年10月　同　常務理事就任 平成26年６月　同　専務理事就任 平成26年12月　当社社外監査役 現在に至る （重要な兼職状況） 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社　代表取締役兼COO	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．青木智子及び藤田裕の両氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
⑴青木智子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士であり、企業法務の専門知識及び経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
⑵藤田裕氏は、公認会計士であり、企業会計の専門知識及び経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
５．藤田裕氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。
６．当社は、藤田裕氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、青木智子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、藤田裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、青木智子及び藤田裕の両氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
８．青木智子氏につきましては、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、守脇智子（もりわき　ともこ）であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年12月18日開催の第45回定時株主総会において、月額１千５百万円以内とご承認いただき今日に至っております。当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮し、改めて月額１千５百万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の員数は６名（うち社外取締役１名）となる予定です。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮し、月額３百50万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となる予定です。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役６名（うち社外取締役１名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与１千８百60万円（取締役分１千６百20万円（うち社外取締役分40万円）、監査役分２百40万円（うち社外監査役分80万円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役報酬額については、平成４年12月18日開催の第45回定時株主総会において月額１千５百万円以内、監査役報酬額については、平成７年12月20日開催の第48回定時株主総会において月額３百50万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、本役員賞与支給議案は、月額報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

第８号議案　故専務取締役伊藤芳樹氏に対する弔慰金贈呈の件

当社は、平成26年12月29日に逝去されました故専務取締役伊藤芳樹氏のご遺族に対し、取締役弔慰金・災害補償金支給規定に基づき、平成27年２月９日の取締役会の決議により、平成27年３月に弔慰金２千６百万円を贈呈いたしました。なお、当該弔慰金は団体定期保険に基づき支払われた保険金を原資としております。

弔慰金の贈呈につきましては、ご遺族への配慮及び故専務取締役伊藤芳樹氏の在任中の功績等から、株主総会の承認を得られることを条件として贈呈しております。

取締役の報酬額は、平成４年12月18日開催の第45回定時株主総会において、月額１千５百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、本弔慰金贈呈議案は、月額報酬額とは別枠として贈呈した弔慰金につきましてご承認をお願いするものであります。

故専務取締役伊藤芳樹氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
伊藤（いとう）　芳樹（よしき）	平成21年12月　当社取締役 平成22年12月　同　常務取締役 平成26年12月　同　専務取締役 同月　逝去

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

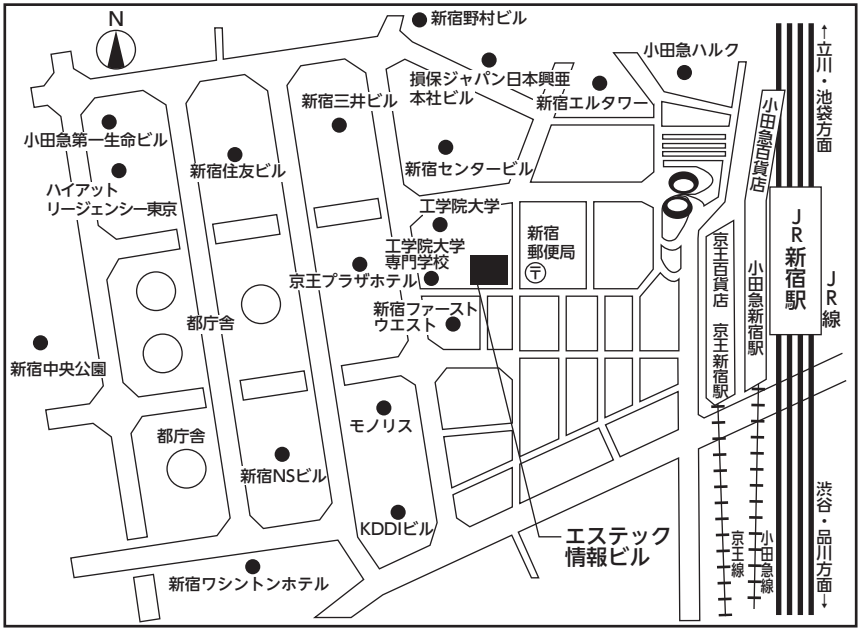

会　場　東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック情報ビル21階　会議室Ａ
03―3342－3511（代表）

最寄り駅

ＪＲ線『新宿駅』ＪＲ西口出口より	徒歩約５分
小田急線『新宿駅』西口地下出口より	徒歩約５分
京王線『新宿駅』京王西口出口より	徒歩約５分
東京メトロ丸ノ内線『新宿駅』Ａ１４出口より	徒歩約６分
都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』Ｂ１出口より	徒歩約５分

＊地下道でお越しの際は、柱の番号 Ｅ４０が会場ビル入口となります。
＊駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。